平成２８年（フ）第４３０号
仙台市若林区八軒小路23番地の25　ハイツマサ101、住民票上の住所宮城県塩竈市大日向町４番13号
債務者　川嶋　龍貴
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月21日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
長野県飯田市追手町２丁目641番地44
債務者　横尾　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦美佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２２３１号
大阪市此花区梅香２丁目８番20号　マンション梅香502号、住民票上の住所大阪市北区本庄西３丁目12番３号
債務者　山形　純子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８７４号
大阪府東大阪市中石切町３丁目10番22号　シャローム石切　302
債務者　太田　　要
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　充博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３７１号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目14番18号　稲田マンション　65号
債務者　石賀　英規
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　依子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２９号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目45－１、住民票上の住所神戸市北区東有野台３丁目８番地の８
債務者　田中　正勝
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　祥平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３０号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目45－１、住民票上の住所神戸市北区東有野台３丁目８番地の８
債務者　田中　規子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　祥平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４６号
神戸市北区花山東町３番25―1008号
債務者　大榮　太一
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０号
兵庫県伊丹市北本町２丁目132番地　福和ハイツ101号、前住所兵庫県伊丹市伊丹２丁目３番36号
債務者　田村　和男
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井希千与
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４６５号
広島県廿日市市河津原98番地39
債務者　大元　淳一
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見之越常治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６６号
広島県廿日市市河津原98番地39
債務者　大元　榮子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見之越常治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３４号
高知市神田106番地
債務者　中平　誠治
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中橋　紅美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９４号
香川県丸亀市田村町1573番地８
債務者　越智　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９６号
高知市長浜93番地２
債務者　山脇　茂治
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　雅章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４１号
大分県中津市大字相原3766番地１　セシオンつるいＢ　101号
債務者　岩田　祥平
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籾倉　了胤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０７３号
名古屋市守山区茶臼前19番３号　パールマンション喜多山401号
債務者　高倉　栄美
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０５号
函館市富岡町２丁目19番８号
債務者　三浦　健嗣
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
函館地方裁判所